

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

令和3年11月12日（金） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602・603会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和3年9月17日午前8時30分から令和3年10月15日午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

とし、郵送の場合は、令和3年10月15日付け消印のあるものまでを有効とする。